緊急行動計画の改定を踏まえた取組方針の更新（星取表による新旧対比）

□…取組の追加

赤字…更新・追加した内容

資料－4

（現行）

概ね5年間で実施する取組（星取表）(1)

○:実施予定 ●:実施中・実施済み －:検討不要 グレー:今後要検討

具体的な取組みの柱 / 取組の中項目 / 具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省
①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保												
■確実な避難勧告の発令に向けた取組												
避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	引き続き実施	●	●	●	○	○	●	○	●	●	●	●
ホットライン体制の構築	H29までに実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	●	●
河川管理者等からの情報提供	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	●		●	●	●
避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証	引き続き実施	●	●	●	●	－	●	●		○		
■ 避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定												
タイムラインの導入の推進	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	－	○	●	●	●
職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成	引き続き実施	●	●	●		○	○	●		○	○	●
想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進	引き続き実施	●	●	●	●	－	○	●				●
情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	引き続き実施	●	●	●	●	○	●	●		●		●
確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供	引き続き実施	●	●	●	●	○	●	●		●	○	●
きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室（関係機関との情報ネットワーク）の改善	引き続き実施	●	●	●	○		○	●		○	○	●
避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	引き続き実施	●	●	●		○	○	●		○	○	○
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組												
1)施設管理者等への理解促進												
要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	引き続き実施	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●
施設管理者等への理解促進	引き続き実施	●	●	●	○	○	●	●		●	●	●
2)避難確保計画の作成促進												
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	H29から順次実施	●	●	●	●	○	○	○	●	●	－	－
■水害リスク情報等の共有に向けた取組												
1)洪水予報河川、水位周知河川における取組												
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	H29から順次実施	－	活用	活用	活用		－	－	活用	●	－	●
想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	H29から順次実施	●	●	●	●	○	○	○	●	●	－	－
2)水位周知河川に指定されていない河川での取組												
水位周知河川の拡大の検討	H29から順次実施	－	－	●	●	－	●	－	－	●	－	－
水位計・河川監視カメラの増設の検討	H29から順次実施	●	－	－		－	－	－	－	●	－	－
水害危険性の周知促進	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	●	●	●	－	－
広域避難体制の検討	引き続き実施			●	●	－	○			●		
県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	H29から順次実施	活用	活用	活用	活用	活用	活用	活用	活用	○	－	－
■自主防災体制の強化												
自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	○				
水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	引き続き実施	●	○	●			○	●		●		●

（更新後）

概ね5年間で実施する取組（星取表）(1)

○:実施予定 ●:実施中・実施済 －:検討不要 グレー:今後要検討

具体的な取組みの柱 / 取組の中項目 / 具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省	電源開発㈱
①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保													
■確実な避難勧告の発令に向けた取組													
避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	引き続き実施	●	○	●	○	○	●	●	●	●	●	●	－
ホットライン体制の構築及び検証	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－
ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実	引き続き実施	●	●	○	○	●	○	○	○	●	●	●	－
河川管理者等からの情報提供	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	－
避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証	引き続き実施	●	●	●	●	－	○	○	○	○			－
■ 避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定													
タイムラインの導入の推進及び訓練による検証	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	－	○	●	●	●	－
職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	○	●	○		●	－
想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所、退避場所及び避難経路の検討・整備の実施	引き続き実施	●	●	●	○	－	○	○		●	－	●	－
情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	○	○	●	－	●	－
確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	○	○	●	○	●	－
きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室（関係機関との情報ネットワーク）の改善	引き続き実施	●	●	●	○		○	○	○	○	○	●	－
避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	○	●	○		○	－
対応行動整理表によるタイムラインの拡充	引き続き実施	●	●	●			○	○		●		●	－
ダムや堰・樋門等の機能や効果、操作に関する情報を流域住民等へ周知	R2から順次実施	－	－	－			○			●		●	●
住民の避難行動につながるダム放流情報の改善や通知タイミングの改善	R2から順次実施	－	－	－			－			●		●	●
浸水想定区域図を浸水ナビへ実装	順次実施	－	－	－			○			●	－	●	－
浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	引き続き実施	●	－	－			○	○		－	－	○	－
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組													
1)施設管理者等への理解促進													
要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	引き続き実施	●	●	●	○	○	●	○	●	●	●	●	－
施設管理者等への理解促進	引き続き実施	●	●	●	○	○		○	○	●	●	●	－
2)避難確保計画の作成促進													
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施	H29から順次実施	●	●	●	○	●	○	○	●	●	－	－	－
■水害リスク情報等の共有に向けた取組													
1)洪水予報河川、水位周知河川における取組													
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	H29から順次実施	－	活用	活用	●		－		活用	●	－	●	－
洪水浸水想定区域図(想定最大規模)、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	H29から順次実施	●	●	○	●	○	○	○	●	●	－	－	－
2)水位周知河川に指定されていない河川での取組													
水位周知河川の拡大の検討	H29から順次実施	－	－	－	●	－	－		－	●	－	－	－
危機管理型水位計・河川監視用カメラ配置計画の整備及び見直しの実施	H29から順次実施	●	－	－		－	－		－	●	－	－	－
水害危険性の周知促進	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	－	－
広域避難体制の検討	引き続き実施					－	○	○		●	－		－
県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	H29から順次実施	－	活用	活用		活用	活用	○	活用	○	●	－	－
■自主防災体制の強化													
自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	●		－
水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	引き続き実施	●	○	●	○		○	○	○	●	●	●	－

（現行）

	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省
■水災害教育の充実												
学校などと連携した洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	●		●	○	●
関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等）	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	●		○	●	●
効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	●		○	●	●
地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	引き続き実施	●	●	●	○	○	●	●		○	●	●
■避難行動を促す取組												
雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	－	－	●	●	●
出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	引き続き実施	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●
防災教育に向けた指導計画の促進	H30から順次実施	●		●		○	●	●		○	○	●
住民向けの防災情報発信の充実	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●
浸水実績等の周知	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	●		●		
■ 円滑で確実な避難に資する情報発信												
水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	引き続き実施	●	●	●	○	○	●	●		●	●	●
住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	引き続き実施	●	●	●	○	○	●	●		●	●	●

概ね5年間で実施する取組（星取表）(2)

具体的な取組みの柱 / 取組の中項目 / 具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省
②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組												
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組												
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	●	○	●	－	●
関係機関が連携した実働水防訓練の実施	引き続き実施	●	●	●	○		○	●		●		●
水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	●		●		●
水防団員に対しての教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	●		○		○
水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	●		●		●
■氾濫水を迅速に排水するための取組												
地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	H29から順次実施	●	●	●	●	○	○	○	○	●	－	○
氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	●		○		●
排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	●	○	●	－	●
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進												
河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	引き続き実施	●	●	－	●		－	●	－	●	－	－
ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	引き続き実施	●	●	●	●		－	●	－	●	－	－
浸水被害軽減地区の検討	引き続き実施	●	○	●	○	－	○	●		○		○
■河川における機能の確保												
河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	●
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－
河川管理の高度化の検討	H30から順次実施	●	－	●	○	－	○	－		○		●
■施設能力を上回る洪水への対応												
優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	引き続き実施	●	－	－	●		－	－	－	●	－	●
■被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備												
円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	H30から順次実施	●	○	●	○		○	－		●		●
迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	●		●		●

（更新後）

	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省	電源開発㈱
■水災害教育の充実													
学校などと連携した洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充・支援体制の構築	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	●	●	－
関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等）	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	●	●	－
効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	○	○	○	●	●	－
地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	○	○	○	●	●	－
■避難行動を促す取組													
雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	引き続き実施	●	●	●	●	●	○		－	●	●	●	●
出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	－
防災教育に向けた指導計画の促進・支援体制の構築	H30から順次実施	●		○	○	●	○	●		○	●	●	－
住民向けの防災情報発信の充実	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	●	○	●	●	●	－
浸水実績等の周知	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	●		●			－
マイ・タイムラインの推進	引き続き実施	●	○		●	●	○	●		●	－	○	－
■ 円滑で確実な避難に資する情報発信													
水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	○	○	●	●	●	－
住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	－

概ね5年間で実施する取組（星取表）(2)

○:実施予定　●:実施中・実施済　－:検討不要　ｸﾞﾚｰ:今後要検討

具体的な取組みの柱 / 取組の中項目 / 具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省	電源開発㈱
②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組													
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組													
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	－
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	●	○	●	－	●	－
関係機関が連携した実働水防訓練の実施	引き続き実施	●	●	●	●		○	○	○	●		●	●
水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	－	●	－
水防団員に対しての教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	○	○	●	－	○	－
水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	○		○	－	●	－
■氾濫水を迅速に排水するための取組													
地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	H29から順次実施	●	●	●	●	○	○	○	○	●	－	○	－
氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	○		○	－	●	－
排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	－	●	－
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進													
河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	引き続き実施	●	－	－	○		－	●	－	●	－	－	－
ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	引き続き実施	●	－	●	○		－	●	－	●	－	－	－
浸水被害軽減地区の検討	引き続き実施	●	○	○	－	－	○	●	○	○		○	－
■河川における機能の確保													
河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	●	●	●	－	●	－
樋門・樋管等の施設の運用体制の確保	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	●	●	●	－	－	－
河川管理の高度化の検討	H30から順次実施	●	－	○	○	－	○		○	○		●	－
■施設能力を上回る洪水への対応													
優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	引き続き実施	●	－	－	－		－		－	●	－	●	－
■被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備													
円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	H30から順次実施	●	●	●	○		○		○	●	－	●	－
迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	●	○	●		●	－
■河川管理施設の整備等に関する事項													
ダムの柔軟な運用	順次実施	－	－	－	－		－		－	●		●	○

○緊急行動計画を踏まえた取組方針の改定

資料－４

○：実施予定　●：実施中・実施済　－：検討不要　グレ：今後要検討

項目	事項	現行			H29緊急行動計画(H29.6.20)			取組方針への反映	H30緊急行動計画(H31.1.29)				取組方針への反映	改定案		実施する機関												地域住民
		具体的取組	目標時期	取組機関	No.	実施する施策	今後の進め方及び数値目標		No.	実施する施策	目標(2019出水期)	目標(令後の取組)		具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国交省	電源開発	
①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保																												
■確実な避難勧告の発令に向けた取組																												
	避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	変更なし	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 ・全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 ・土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。	変更なし	避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	引き続き実施	●	○	●	○	○	●	●	●	●	●	●	－	
	ホットライン体制の構築	H29までに実施	各市町、県、気象台、国	2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。	変更なし	2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改定。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改定。	変更	ホットライン体制の構築及び検証	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	
	ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	変更なし	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 ・全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 ・土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。	変更なし	ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実	引き続き実施	●	●	○	○	●	○	○	○	●	●	●	－	
	河川管理者等からの情報提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。	変更なし	2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改定。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改定。	変更なし	河川管理者等からの情報提供	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	－	
	避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証	引き続き実施	各市町、県	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	変更なし	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 ・全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 ・土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。	変更なし	避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証	引き続き実施	●	●	●	●	－	○	○	○	○			－	
■ 避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定																												
	タイムラインの導入の推進	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	変更	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 ・全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 ・土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。	変更	タイムラインの導入の推進及び訓練による検証	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	－	○	●	●	●	－	
	職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	変更なし	3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 ・全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 ・土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。	変更なし	職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	○	●	○		●	－	
	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進	引き続き実施	各市町、国	6	・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	変更	28	・応急的な退避場所の確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ・新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3ホ年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。	変更	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所及び避難経路の検討・整備の実施	引き続き実施	●	●	●	○	－	○	○		●	－	●	－	活用
	情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	引き続き実施	各市町、県、国	5	・ICTを活用した洪水情報の提供	【国管理河川】 ・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 【都道府県管理河川】 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットホームとして提供するなど技術的な支援を実施。	変更なし	6	・ICTを活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。	変更なし	情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	○	○	●	－	●	－	
	確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国						8	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	【国管理河川】 ・状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	変更なし	確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	○	○	●	○	●	－	活用
	きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室(関係機関との情報ネットワーク)の改善	引き続き実施	各市町、県、気象台、国											きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室(関係機関との情報ネットワーク)の改善	引き続き実施	●	●	●	○		○	○	○	○	○	●	－	
	避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	引き続き実施	各市町、県、気象台、国											避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	○	●	○		○	－	参加
									4	・多機関連携型タイムラインの拡充	【共通】 ・ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。	【共通】 ・先行実施の状況等も踏まえ、必要に応じて「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」にブロックタイムライン策定の考え方を反映させるなどの見直しを実施。 ・主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。	追加	対応行動整理表によるタイムラインの拡充	引き続き実施	●	●	●			○	○		●		●	－	
									9	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堰防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堰防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、2019年度までに実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。	追加	国・県管理河川のダムや堰等の機能や効果、操作に関する情報を流域住民等へ周知	R2から順次実施	－	－	－			○			●		●	●	活用

○緊急行動計画を踏まえた取組方針の改定

○：実施予定　●：実施中・実施済　－：検討不要　グレー：今後要検討

項目	事項	現行			H29緊急行動計画(H29.6.20)			取組方針への反映	H30緊急行動計画(H31.1.29)				取組方針への反映	改定案		実施する機関												地域住民
		具体的取組	目標時期	取組機関	No.	実施する施策	今後の進め方及び数値目標		No.	実施する施策	目標(2019出水期)	目標(今後の取組)		具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国交省	電源開発	
									10	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。	【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。	追加	住民の避難行動につながるダム放流情報の改善や通知タイミングの改善	R2から順次実施	－	－	－			－			●		●	●	活用
									12	・避難計画作成の支援ツールの充実	【国管理河川】 ・109水系における計画規模の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション検索システム）に実装。	【都道府県管理河川】 ・県管理河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに順次実装。 ・2020年度までに、約1500河川について実装。	追加	浸水想定区域図を浸水ナビへ実装	順次実施	－	－	－		○			●	－	●	－	活用
									34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期までに、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	追加	浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	引き続き実施	●	－	－			○	○		－	－	○	－	
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組																												
		要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	7	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数） ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。	変更なし	14	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル事例を踏まえ、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」に医療施設に関する事例を追加。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年12月までに講習会プロジェクトを開始した7市に加えて、新たに開始した5市町を合わせた12市町における知見を踏まえて「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を改定。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改定。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。	変更なし	要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	引き続き実施	●	●	●	○	○	●	○	●	●	●	●	－	
		施設管理者等への理解促進	引き続き実施	県、気象台、国	7	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数） ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。	変更なし	14	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル事例を踏まえ、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」に医療施設に関する事例を追加。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年12月までに講習会プロジェクトを開始した7市に加えて、新たに開始した5市町を合わせた12市町における知見を踏まえて「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を改定。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改定。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。	変更なし	施設管理者等への理解促進	引き続き実施	●	●	●	○	○		○	○	●	●	●	－	
		確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	H29から順次実施	各市町、県	7	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数） ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。	変更なし	14	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル事例を踏まえ、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」に医療施設に関する事例を追加。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年12月までに講習会プロジェクトを開始した7市に加えて、新たに開始した5市町を合わせた12市町における知見を踏まえて「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を改定。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改定。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。	変更	確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施	H29から順次実施	●	●	●	○	●	○	○	●	●	－	－	－	
■水害リスク情報等の共有に向けた取組																												
		想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	H29から順次実施	県、国	8	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	【都道府県管理河川】 ・平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。	変更なし	15	・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについては、関係機関とダム下流部の浸水想定図作成範囲等について調整を実施し、調整が整ったダムから順次、浸水想定図を作成。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検結果を「地域の取組方針」に反映。 ・協議会等の場を活用して、作成・公表実施状況を確認。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。 ＜国管理＞2019年度までに約100ダムで実施。 ＜都道府県管理＞2020年度までに約200ダムで実施。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。	変更なし	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	H29から順次実施	－	活用	活用	●		－		活用	●	－	●	－	活用
		想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	H29から順次実施	各市町、県	9	・水害ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。	変更なし	16	・水害ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川、砂防、海岸共通】 ・協議会等の場を活用して、ハザードマップの作成状況等の重要インフラ緊急点検結果について、市町村に共有。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、市町村に提供。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップの作成・周知の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが未作成の約800市町村について、作成・公表。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する約50市町村において、概ね作成完了。	変更なし	洪水浸水想定区域図、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等（想定最大規模）を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	H29から順次実施	●	●	○	●	○	○	○	●	●	－	－	－	活用
									18	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【国・都道府県管理河川等】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図を掲載。 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。	【都道府県管理河川等】 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。	変更																	
		水位周知河川の拡大の検討	H29から順次実施	県	4	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 ・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。	変更なし	5	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	変更なし	水位周知河川の拡大の検討	H29から順次実施	－	－	－	●	－	－		－	●	－	－	－	
		水位計・河川監視カメラの増設の検討	H29から順次実施	各市町、県	12	・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	＜危機管理型水位計＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 ＜水文観測所の停電対策＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所 【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。 【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。	変更	25	・洪水予測や水位情報の提供の強化	＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに約3000箇所に設置） ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 ＜水文観測所の停電対策＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所 【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。 【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。	＜危機管理型水位計＞ 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置） ＜河川監視カメラ（既存）の監視機能の強化＞ 【国管理河川】 72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ（公開、夜間監視が可能）の対策を順次実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置） ＜河川監視用カメラ＞ 【国、都道府県管理河川共通】 ・リアリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によりリアリティーのある災害情報の積極的な配信。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置） 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置） 【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次対策を実施。	変更	危機管理型水位計・河川監視用カメラ配置計画の整備及び見直しの実施	H29から順次実施	●	－	－		－	－		－	●	－	－	－	
		水害危険性の周知促進	引き続き実施	各市町、県	4	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 ・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。	変更なし	5	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	変更なし	水害危険性の周知促進	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	－	－	

○緊急行動計画を踏まえた取組方針の改定

○：実施予定　●：実施中・実施済　－：検討不要　グレ：今後要検討

項目	事項	現行			H29緊急行動計画(H29.6.20)			取組方針への反映	H30緊急行動計画(H31.1.29)				取組方針への反映	改定案		実施する機関												地域住民
		具体的取組	目標時期	取組機関	No.	実施する施策	今後の進め方及び数値目標		No.	実施する施策	目標(2019出水期)	目標(今後の取組)		具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国交省	電源開発	
		広域避難体制の検討	引き続き実施	各市町、県	6	・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	変更なし	13	・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	【国・都道府県管理河川共通】 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成した市町村において、広域避難を考慮した自治体を対象に、関係機関との調整内容や協定等の実態調査を実施し、協議会等の場を通じて結果を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会等の場を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・2020年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	変更なし	広域避難体制の検討	引き続き実施					－	○	○		●	－		－	活用
		県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討	H29から順次実施	県									変更なし	県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討	H29から順次実施	－	活用	活用		活用	活用	○	活用	○	●	－	－	
									19	・災害リスクの現地表示	【国・都道府県管理河川共通】 ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進。 【下水道】 ・内水の浸水リスクについて、関係機関と連携し、まるごとまちごとハザードマップの取組を推進。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有するとともに、過去に災害があった市町村を中心に土砂災害警戒区域等の標識設置を推	追加しない													
									45	・土砂・洪水氾濫への対策	【砂防・都道府県管理河川】 ・協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所について情報を共有。 ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所(砂防)・約20河川(河川)において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。	追加しない													
	■自主防災体制の強化																											
		自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	引き続き実施	各市町	16	・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。	変更なし	31	・水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2019年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 ・水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報について、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整し実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防ポータル」の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本省としても水防団員募集に係る広報を実施。	変更なし	自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	●		－	
		水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	引き続き実施	国	15	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	変更なし	30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	変更なし	水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	引き続き実施	●	○	●	○		○	○	○	●	●	●	－	
	■水災害教育の充実																											
		学校などと連携した洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充	引き続き実施	各市町、気象台、国	11	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)	変更なし	20	・防災教育の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を発出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。	変更	学校などと連携した洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充・支援体制の構築	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	●	●	－	活用
		関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施(出前講座、ワークショップ等)	引き続き実施	各市町、気象台、国	11	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)	変更なし	20	・防災教育の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を発出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。	変更なし	関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施(出前講座、ワークショップ等)	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	●	●	－	
		効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	11	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)	変更なし	20	・防災教育の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を発出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。	変更なし	効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	○	○	○	●	●	－	
		地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	11	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)	変更なし	20	・防災教育の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を発出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。	変更なし	地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	○	○	○	●	●	－	
	■避難行動を促す取組																											
		雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	12	・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 【都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。	変更なし	25	・洪水予測や水位情報の提供の強化	＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに約3000箇所に設置) ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 ＜水文観測所の停電対策＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所 【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。 【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。	＜危機管理型水位計＞ 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置） ＜河川監視カメラ(既存)の監視機能の強化＞ 【国管理河川】 72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ(公開、夜間監視が可能)の対策を順次実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置) ＜河川監視用カメラ＞ 【国、都道府県管理河川共通】 ・リアリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によりリアリティーのある災害情報の情報提供を配信。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置) 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置) 【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次対策を実施。	変更なし	雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	引き続き実施	●	●	●	●	●	○		－	●	●	●	●	
		出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	引き続き実施	各市町、県、気象台、国					21	・避難訓練への地域住民の参加促進	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。	変更なし	出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	－	活用

○緊急行動計画を踏まえた取組方針の改定

○：実施予定　●：実施中・実施済　－：検討不要　グレ：今後要検討

項目	事項	現行			H29緊急行動計画(H29.6.20)			取組方針への反映	H30緊急行動計画(H31.1.29)				取組方針への反映	改定案		実施する機関												地域住民
		具体的取組	目標時期	取組機関	No.	実施する施策	今後の進め方及び数値目標		No.	実施する施策	目標(2019出水期)	目標(令後の取組)		具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国交省	電源開発	
		防災教育に向けた指導計画の促進	H30から順次実施	各市町、県、気象台、国	11	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業が32年度から開始されることも念頭に実施)	変更	20	・防災教育の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を発出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。	変更	防災教育に向けた指導計画の促進・支援体制の構築	H30から順次実施	●		○	○	●	○	●		○	●	●	－	
		住民向けの防災情報発信の充実	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	5	・ICTを活用した洪水情報の提供	【国管理河川】 ・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 【都道府県管理河川】 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットホームとして提供するなど技術的な支援を実施。	変更なし	6	・ICTを活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。	変更なし	住民向けの防災情報発信の充実	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	●	○	●	●	●	－	
		浸水実績等の周知	引き続き実施	各市町、県	10	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。	変更なし	17	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・浸水実績等を用いた水害リスクの周知の取組について、事例集を作成し、協議会等の場を活用し共有。	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。	変更なし	浸水実績等の周知	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	●		●			－	
									23	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。	追加	マイ・タイムラインの推進	引き続き実施	●	○		●	●	○	●		●	－	○	－	
	■円滑で確実な避難に資する情報発信																											
		水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	5	・ICTを活用した洪水情報の提供	【国管理河川】 ・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 【都道府県管理河川】 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットホームとして提供するなど技術的な支援を実施。	変更なし	6	・ICTを活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。	変更なし	水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	○	○	●	●	●	－	
		住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	5	・ICTを活用した洪水情報の提供	【国管理河川】 ・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 【都道府県管理河川】 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットホームとして提供するなど技術的な支援を実施。	変更なし	6	・ICTを活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。	変更なし	住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	－	活用
									7	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	【国・都道府県管理河川共通】 ・危険レベル(警戒レベル)の導入に関し、洪水予警報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ・関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動(避難準備や避難開始)のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。 ・水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。 【砂防】 ・危険レベル(警戒レベル)を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。	変更なし																	

項目	事項	現行			H29緊急行動計画			取組方針への反映	H30緊急行動計画				取組方針への反映	改定案		実施する機関												地域住民
		具体的取組	目標時期	取組機関	No.	実施する施策	今後の進め方及び数値目標			項目	目標(2019出水期)	目標(令後の取組)		具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国交省	電源開発	
②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組																												
	■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組																											
		水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	引き続き実施	各市町、県、気象台、国	18	・水防団間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。	変更なし	32	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整した上で実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討、調整をして実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。	変更なし	水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	－	参加
		水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	引き続き実施	各市町、県、国	15	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	変更なし	30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	変更なし	水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	●	○	●	－	●	－	
		関係機関が連携した実働水防訓練の実施	引き続き実施	各市町、県、国	17	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。	変更なし	33	・水防関係者間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期における水防活動等を関係者間で振り返り、改善点の確認及び対応策の検討を実施するよう通知し、2019年2月までに結果を集約。 ・2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む「2019年度「水防月間の実施」」を、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整した上で通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。	変更なし	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	引き続き実施	●	●	●	●		○	○	○	●		●	●	
		水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	引き続き実施	各市町、県、国	15	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	変更なし	30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	変更なし	水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	－	●	－	活用
		水防団員に対しての教育・訓練(水防工法の伝承、安全教育など)の実施	引き続き実施	各市町、県、国	17	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。	変更なし	32	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整した上で実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討、調整をして実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。	変更なし	水防団員に対しての教育・訓練(水防工法の伝承、安全教育など)の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	○	○	●	－	○	－	参加
		水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施	引き続き実施	各市町、県、国	16	・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。	変更なし	31	・水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2019年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 ・水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報について、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整し実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防ポータル」の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本省としても水防団員募集に係る広報を実施。	変更なし	水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	○		○	－	●	－	
									22	・共助の仕組みの強化	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年3月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練を含む「2019年度「水防月間の実施」」を通知。 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導を含む訓練を実施。 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受ける等により情報共有を実施。 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成も推進するとともに、地域と連携した避難確保の具体的な取組について事例を収集。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国管理河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	追加しない																	
													追加しない															
									24	・地域防災力の向上のための人材育成	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。	追加しない ※本省対応後																	

○緊急行動計画を踏まえた取組方針の改定

○：実施予定　●：実施中・実施済　－：検討不要　グレ：今後要検討

項目	事項	現行			H29緊急行動計画(H29.6.20)			取組方針への反映	H30緊急行動計画(H31.1.29)				取組方針への反映	改定案		実施する機関											地域住民
		具体的取組	目標時期	取組機関	No.	実施する施策	今後の進め方及び数値目標		No.	実施する施策	目標(2019出水期)	目標(令和の取組)		具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国交省	電源開発	
■氾濫水を迅速に排水するための取組																												
	地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有	H29から順次実施	各市町、県、国										変更なし	地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有	H29から順次実施	●	●	●	●	○	○	○	○	●	－	○	－	
	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定	引き続き実施	各市町、県、国	21	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 【国管理河川】 ・平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	変更なし	37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	【国管理河川】 ・各水系で作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会等の場において共有。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川において作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会の場等において共有。	【国管理河川】 ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	変更なし	氾濫水を迅速かつの確に排水するための排水計画の策定	引き続き実施	●	●	●	○	○	○	○		○	－	●	－	
	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	引き続き実施	各市町、県、国										変更なし	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	○	○	●	－	●	－	
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進																												
	河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	引き続き実施	各市町、県	23	・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	【国管理河川】 ・平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。	変更なし	41	・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	－	【国管理河川】 ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。	変更なし	河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	引き続き実施	●	－	－	○		－	●	－	●	－	－	－	
	ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	引き続き実施	各市町、県										変更なし	ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	引き続き実施	●	－	●	○		－	●	－	●	－	－	－	
	浸水被害軽減地区の検討	引き続き実施	各市町、県、国	22	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。	変更なし	39	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者へ氾濫シミュレーション結果や地形情報等が未提供の地域について、これらの情報を提供。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。	変更なし	浸水被害軽減地区の検討	引き続き実施	●	○	○	－	－	○	●	○	○		○	－	
■河川における機能の確保																												
	河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	引き続き実施	各市町、県	23	・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	【国管理河川】 ・平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。	変更なし	41	・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	－	【国管理河川】 ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。	変更なし	河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	●	●	●	－	●	－	
	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	引き続き実施	各市町、県	26	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国管理河川】 ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化、 ・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。	変更	48	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国管理河川】 ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化、 ・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。 ＜電力供給停止時の操作確保＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施する。 【国管理】約30ダム 【国管理河川】排水機場等　約30台 【海岸】予備発電機の設置等　約20施設	変更なし	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	●	●	●	－	－	－	
	河川管理の高度化の検討	H30から順次実施	各市町、県、国	27	・河川管理の高度化の検討	【都道府県河川】 ・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。	変更	36	・早期復興を支援する事前の準備	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ・全天候型ドローン＞約30台 ・陸上・水中レーザードローン＞約10台　等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き(仮)」を作成・公表。　等	変更なし	河川管理の高度化の検討	H30から順次実施	●	－	○	○	－	○		○	○		●	－	
								49	・河川管理の高度化の検討	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台	【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。	変更なし																
								38	・排水設備の耐水性の強化	【下水道・国管理河川】 ・浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。	【下水道・国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所(水密扉の設置等約10箇所)、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。	追加しない															
								43	・多数の家屋や重要施設等の保全対策	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間についてリスク情報を共有。 ・特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。	追加しない															
								47	・重要インフラの機能確保	【下水道・国・都道府県管理河川】 ・河川・下水道の各主体が連携して実施すべき対策について検討・調整。	【下水道・国・都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除方策を関係機関で連携して検討し、順次実施。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果をあげられる緊急性の高い約130箇所において、堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等を実施。	追加しない															
■施設能力を上回る洪水への対応																												
	優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端鋪装などの危機管理型ハード対策の実施	引き続き実施	各市町、県、国	13、24	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。	変更なし	26	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	－	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概成。 ＜国管理河川＞約30河川 ＜都道府県管理河川等＞約130河川	変更なし	優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端鋪装などの危機管理型ハード対策の実施	引き続き実施	●	－	－	－		－		－	●	－	●	－	
								41	・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	－	【国管理河川】 ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。	変更なし																	
								42	・本川と支川の合流部等の対策	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間についてリスク情報等を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川	変更なし															

○緊急行動計画を踏まえた取組方針の改定

○：実施予定　●：実施中・実施済　－：検討不要　グレ：今後要検討

項目	事項	現行			H29緊急行動計画(H29.6.20)			取組方針への反映	H30緊急行動計画(H31.1.29)				取組方針への反映	改定案		実施する機関												地域住民
		具体的取組	目標時期	取組機関	No.	実施する施策	今後の進め方及び数値目標		No.	実施する施策	目標(2019出水期)	目標(令後の取組)		具体的取組	目標時期	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国交省	電源開発	
	■被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																											
		円滑な水防活動のため機脚等への簡易水位計・量水標設置	H30から順次実施	国	12	・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	＜危機管理型水位計＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 【国管理河川】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 【都道府県管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し（設置目的に応じた性能最適化・集約化等）、順次整備を実施。 【国管理河川】 ・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。	**変更なし**	25	・洪水予測や水位情報の提供の強化	＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに約3000箇所に設置) ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 ＜水文観測所の停電対策＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所 【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。 【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。	＜危機管理型水位計＞ 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置） ＜河川監視カメラ（既存）の監視機能の強化＞ 【国管理河川】 72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ（公開、夜間監視が可能）の対策を順次実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置) ＜河川監視用カメラ＞ 【国、都道府県管理河川共通】 ・リアリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるリアリティーのある災害情報の徹根的な配信。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置) 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置) 【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次対策を実施。	**変更なし**	円滑な水防活動のため機脚等への簡易水位計・量水標設置	H30から順次実施	●	●	●	○		○		○	●	－	●	－	
		迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討	引き続き実施	各市町、国	14	・河川防災ステーションの整備	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。	**変更なし**	29	・河川防災ステーションの整備	－	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。	**変更なし**	迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討	引き続き実施	●	●	●	●	○	○	●	○	●		●	－	
	■大規模氾濫減災協議会の設置																											
					1	・大規模氾濫減災協議会の設置	【国管理河川】 ・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。 【都道府県管理河川】 ・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、以下「協議会」という。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。	追加しない ※協議会設置済みのため、取組項目としての追加は不要	1	・大規模氾濫減災協議会等の設置	【国・都道府県管理河川共通】 ・各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町村の高齢者福祉部局を追加。 ・大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取り組みを推進。 【都道府県管理河川】 ・改正水防法に基づく協議会への移行が完了していない協議会は、速やかに移行。「地域の取組方針」未作成の協議会は、速やかにとりまとめ。 【砂防】 ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。	【国・都道府県管理河川共通】 ・構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。 ・協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 ・協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 ・引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。 【砂防】 ・連絡会の設置を進めるとともに、連絡会において、防災体制、防災意識の啓発、避難訓練等について取組方針とりまとめ。	追加しない ※協議会設置済みのため、取組項目としての追加は不要	－	－													
	■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																											
					20	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。	**追加**	35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況については協議会で共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。	追加しない															
									40	・庁舎等の防災拠点の強化	【国管理河川・砂防】 ・防災業務計画に定められた停電対策が未対応の河川関係事務所9庁舎、砂防関係出張所4庁舎について、対策を実施。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設(10地方整備局等)の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	追加しない															
	■河川管理施設の整備等に関する事項																											
					25	・ダム再生の推進	【国・都道府県管理河川共通】 ・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	**追加**	46	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ＜県管理＞約10ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	**追加**	ダムの柔軟な運用	順次実施	－	－	－	－		－		－	●		●	○	
	■減災・防災に関する国の支援																											
					28	・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。	追加しない	50	・水防災社会構築に係る地方公共団体への財政的支援	【共通】 ・計画的・集中的な事前防災対策を推進するため、地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を―	【共通】 ・防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災意識社会再構築の取組を支援。	追加しない																
					29	・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。	追加しない	51	・代行制度による都道府県に対する技術支援	―	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。	追加しない																
					30	・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	追加しない	52	・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・不動産関係業界と連携して、不動産関係団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の解説を実施。 【国管理河川】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビで実装。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して災害危険区域指定等に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	追加しない															
					31	・災害時及び災害復旧に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	追加しない	53	・災害時及び災害復旧に対する支援	―	【国・都道府県管理河川共通】 ・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムの充実に引き続き取り組み、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	追加しない															
					32	・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	追加しない	54	・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	―	【国管理河川】 ・引き続き、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	追加しない																